

環境物品等の調達を円滑にするための方針

独立行政法人地域医療機能推進機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第7条第1項の規定に基づき、令和2年度における環境物品等の調達の推進を円滑にするための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

1. 特定調達物品等の令和2年度における調達の目標

令和2年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月7日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また、基本方針に規定された配慮事項についても、調達の推進に当たってできる限り配慮するよう努めることとする。

1. 紙類

情報用紙 （コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙） 印刷用紙 （塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙） 衛生用紙 （トイレットペーパー、ティッシュペーパー）	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル 替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用 型） ステープラー（汎用 型以外） ステープラー針リ ムーバー 連射式クリップ（本 体） 事務用修正具（テー プ） 事務用修正具（液 状） クラフトテープ 粘着テープ（布粘 着） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

クリップケース はさみ マグネット (玉) マグネット (バー) テープカッター パンチ (手動) モルトケース (紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削 (手動) OAクリーナー(ウェットタイプ) OAクリーナー(液タイプ) ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター (枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり (液状) (補充用を含む。) のり (澱粉のり) (補充用を含む。) のり (固形) (補充用を含む。)	
---	--

のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用 イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機 （手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・ 首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
---	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーテーション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

4. 画像機器等

コピー機等 プリンタ等 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	令和2年度に購入する物品及び新規に賃貸契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和2年度に購入する物品及び新規に賃貸契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型 充電式電池	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

7. 移動電話

携帯電話 PHS スマートフォン	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------	---

8. 家電製品

電気冷蔵庫等（電気 冷蔵庫、電気冷凍 庫、電気冷凍冷蔵 庫） テレビジョン受信 機 電気便座 電子レンジ	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行う調達を実施する場合は、基準値2を満たす割合を100%とすることを目標とする。
---	--

9. エアコンディショナー等

エアコンディショ ナー ガスヒートポンプ 式冷暖房機 ストーブ	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行う調達を実施する場合は、基準値2を満たす割合を100%とすることを目標とする。
---	--

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	令和2年度に購入する物品及び新規に賃貸契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

11. 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 蛍光ランプ 電球形状のランプ	令和2年度に購入する物品及び新規に賃貸契約を行う調達を実施する場合は、基準値2を満たす割合を100%とすることを目標とする。
---	--

12. 自動車等

自動車	令和2年度に購入する物品及び新規に賃貸契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
-----	---

13. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 制服・作業服

制服 作業服 靴 帽子	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
----------------------	--------------------------

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペ ット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカ ーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	令和2年度に購入する物品及び新規に賃貸契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

16. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. その他の繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	令和2年度に購入する物品及び新規に賃貸契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

18. 設備

太陽光発電システ ム（公共・産業用） 太陽熱利用システ ム（公共・産業用） 燃料電池 エネルギー管理シ ステム	各品目の令和2年度の調達数については未定であるが、調達を実施する場合は、その100%が基準を満たすことを目標とする。
---	--

生ゴミ処理機	各品目の令和2年度の調達数については未定であるが、令和2年度に購入する物品及び新規に賃貸契約を行うものについては、その100%が基準を満たすことを目標とする。
節水機器 日射調整フィルム	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

19. 災害備蓄用品

ペットボトル飲料 水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

21. 役務

省エネルギー診断	令和2年度の調達数は未定であるが、調達を実施する場合は、その100%が基準を満たすことを目標とする。
印刷	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
食堂 自動車専用タイヤ 更生	各品目の令和2年度の調達数については未定であるが、調達を実施する場合は、その100%が基準を満たすことを目標とする。

自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット 洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
蛍光灯機能提供業 務 庁舎等において営 業を行う小売業務	各品目の令和2年度の調達数については未定であるが、 調達を実施する場合は、その100%が基準を満たすこ とを目標とする。
クリーニング 飲料自動販売機設 置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業 務	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

22. ごみ袋等

プラスチック製ご み袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
----------------	--------------------------

Ⅱ. 特定調達物品等以外の令和2年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。
2. OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針は本部及び全ての施設を対象とする。
2. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
3. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
4. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
5. 本調達方針に基づく相談窓口は、本部運営支援部経理課とする。